

2020年2月19日

## 工学研究所共同研究に関する内規

- 1 工学研究所共同研究は『工学研究所共同研究の方針』のほか、この内規により取り扱う。
- 2 研究費の使途は研究を遂行上必要な経費とし、次のとおりとする。
  - (1) 研究用備品購入費
  - (2) 研究用図書購入費
  - (3) 研究用消耗品購入費
  - (4) 研究用調査費、旅費
  - (5) 研究用装置、資料、試料、ソフト等依頼作製時の謝金、アルバイト代
- 3 2-(4)の調査費、旅費については、原則として海外出張費は含まれない。また、旅費は、研究の実務を遂行するための旅費(現地調査費など)に限る。この目的に添って、学生の交通費として支出する事は可能とする。
- 4 工学研究への研究成果の報告については、共同研究(A)は毎年4~5ページ、共同研究(B)は4~5ページとする。なお原稿の著作権については工学研究所に帰属するものとする。
- 5 研究費で購入した物品は学校法人神奈川大学固定資産・物品管理規程に従い管理する。また購入した消耗品については消耗品受払簿を作成し、学外者が使用した場合はその旨を記載する。消耗品受払簿は年度末に工学研究所事務局へ提出する。

### **補足:学校法人神奈川大学固定資産・物品管理規程**

(物品の管理事務)

第22条 物品のうち管理用品の現物管理は、前章の各条項を準用する。ただし、減価償却は行わない。

2 消耗品については、消耗品受払簿を備え、個々のものの出納を記録して管理しなければならない。

3 物品の管理事務取扱は、管財課とする。

附則 この内規は2020年度から適用する。